

一般財団法人全国地域情報化推進協会 会員総会規程

(目的)

第1条 この規程は、会員総会の構成、会議に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 会員総会の構成は、特別会員と普通会员とする。

(会議)

第3条 会員総会は、事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算について、意見を述べることができる。

- 2 会員総会の招集並びに議長は、会長が行う。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは副会長が、副会長に事故があるとき又は欠けたときは理事長が前項の職務を代行する。
- 4 会員総会を書面又は電磁的方法をもって開催することができる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。